

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・都市計画の変更
 - ・道路の区域変更

所管課（室）名

監 理 課
都 市 政 策 課
道 路 維 持 課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（4件）
- ・県営土地改良事業変更計画の決定
- ・土地区画整理組合理事の氏名及び住所

経 営 支 援 課
漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
都 市 政 策 課

◎ 議会告示

- 政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程及び長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部改正

議 会 事 務 局

◎ 公安委員会告示

- ・駐車監視員資格者講習の実施

交 通 指 導 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第356号

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 住宅課関係					別表（第2条関係） 住宅課関係				
補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補 助	補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補 助

	の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者		の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者
1～4 略						1～4 略					
5	長崎空き家deミライ創出事業補助金	市町が指定する「空き家等管理活用支援法人」と連携して、迅速かつ柔軟な空き家対策の推進を図る。	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき市町が指定する「空き家等管理活用支援法人」が行う空き家の相談対応、活用、管理等に必要な経費を市町が補助する場合の当該経費	別に定める基準により算定する額	市町						

長崎県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

長崎県
上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画道路 3・6・165号 滑石野田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局、長崎市役所及び時津町役場

長崎県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 山口南有馬線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
南島原市南有馬町字本清水3419番2地先から 南島原市南有馬町字南尾崎3186番3地先まで	前	3.9～12.3	311.6	
	後	5.1～35.5	305.4	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日 ほか

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 28 日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から 4 月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県佐世保市針尾西町1278番地

中野 和男

長崎県佐世保市針尾東町2506番地

廣瀬 功

(2) 加入区

針尾加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

針尾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市針尾西町614番地 6

針尾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県西海市大島町1211番地27

牧野 澄雄

長崎県西海市大島町77番地 8

浦口 敏海

(2) 加入区

西海大崎加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西海大崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西海市大島町1325番地107

西海大崎漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県諫早市松里町1024番地 4

中村 国則

長崎県諫早市飯盛町後田2756番地 4

山崎 嘉也

(2) 加入区

橘湾中央加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

橘湾中央漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県諫早市有喜町132番地 3

橘湾中央漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県対馬市美津島町今里435番地

濱本 満

長崎県対馬市美津島町竹敷405番地2

黒岩 光也

(2) 加入区

美津島町西海加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町西海漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220

美津島町西海漁業協同組合

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、寺脇地区県営農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）（区画整理工）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）（区画整理工）

寺脇地区土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和6年6月14日から令和6年7月12日まで

3 縦覧場所

五島市役所農林課

土地区画整理組合理事の氏名及び住所（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、椿林土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届け出があった。

令和6年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

氏 名	住 所

森 泰三	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2144番地
坪田 伊津子	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2098番地19
川元 律子	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2143番地
中村 豊久	長崎県西彼杵郡長与町高田郷1295番地 3 ハイドラランジェ高田駅103号
高田 和典	長崎県西彼杵郡長与町高田郷266番地 2 103号

議 会 告 示

長崎県議会告示第3号

政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長崎県議会告示第1号）及び長崎県政務活動費の交付に関する規程（平成13年長崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月14日

長崎県議会議長 徳永 達也

（政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（報告書の閲覧） 第10条 略 2及び3 略 4 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所において、 <u>議会の議長が指定する時間中にすることができる。</u> 5～8 略	（報告書の閲覧） 第10条 略 2及び3 略 4 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所で、 <u>長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務期間中にしなければならない。</u> 5～8 略

（長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部改正）

第2条 長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（収支報告書の閲覧） 第7条 略 2 略 3 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所において、 <u>議長が指定する時間中にすることができる。</u> 4～6 略 7 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。	（収支報告書の閲覧） 第7条 略 2 略 3 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所で、 <u>長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務時間中にしなければならない。</u> 4～6 略 7 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、 <u>議会の議長が定める。</u>

附 則

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和4年長崎県公安委員会規則第14号）第10条の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年6月14日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 実施期日

(1) 講習

令和6年7月22日（月）及び同月23日（火）の午前9時から午後5時10分までの間

(2) 修了考査

令和6年8月6日（火）午前9時30分から午前10時30分までの間

2 実施場所

(1) 講習

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部3階 第3会議室

(2) 修了考査

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部3階 第3会議室

3 受講定員

10人

4 受講手続に関する事項

(1) 受講申込みの受付期間

令和6年6月20日（木）から同年7月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(2) 提出書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。） 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもの） 1葉

ウ 講習手数料20,000円（受講申込みの際に長崎県収入証紙により納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。）

(3) 申込書の配布場所、提出先及び提出方法

ア 配布場所

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室（所在地は5(6)参照）又は長崎県内の各警察署の交通課若しくは地域交通課

イ 提出先

前記アに同じ。

ウ 提出方法

申込書に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申し込む場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(4) 申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申し込む場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

5 その他

(1) 講習の受付時間は、両日とも午前8時30分から午前8時50分までとする。

- (2) 修了考査の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。
- (3) 修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。
- (4) 法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定の申請を希望する者は、下記(6)の問合せ先に問い合わせること。
- (5) 講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (6) 問合せ先
長崎県長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室
電話 095-820-0110 内線 5261～5265（平日午前9時から午後5時45分までの間）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和6年6月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1	50分の1の数	21,694 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数	235,583 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	112,417 人
	佐世保市・北松浦郡	70,376 人
	島 原 市	11,862 人
	諫 早 市	37,203 人
	大 村 市	26,664 人
	平 戸 市	8,123 人
	松 浦 市	5,883 人
	対 馬 市	7,919 人
	壱 岐 市	6,874 人
	五 島 市	9,936 人
	西 海 市	7,150 人
	雲 仙 市	11,492 人
	南島原市	11,911 人
	西彼杵郡	18,926 人
	東彼杵郡	9,769 人
	南松浦郡	5,054 人

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校附属図書館Windows端末賃貸借及び保守契約について一般競争入札に付すので、次

のとおり公告する。

令和6年6月14日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎県立大学シーボルト校附属図書館Windows端末賃貸借及び保守

(2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 設置場所

長崎県立大学シーボルト校附属図書館（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1）

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和6年6月24日（月）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を、令和6年6月25日（火）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和6年6月24日（月）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和6年7月5日(金) 11時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト